

萩市長 あて

情報提供者 住 所
氏 名
連絡先

空家等に関する情報提供書

下記のとおり空家等に関する情報を、萩市空家等対策の推進に関する条例第6条第2項の規定により、提供します。

記

(場 所) 萩市
(空家となった始期)
(建築物等の概要) ○登記年月日： ○用 途：専用住宅・併用住宅・店舗・事務所・その他（ ） ○構 造：木造・鉄骨造・RC造・その他（ ） ○階 数：平屋・2階建・3階建・その他（ 階） ○延床面積： m ²
(建築物等の状況等)

※できるだけ詳しく空家等の状態を記入してください。また、空家等の位置がわかる地図等を添付するか、略図を示したものを添付してください。

（表）

空家等管理台帳

No.

	受理 番号		
所在地	萩市		
所有者	フリガナ 氏名		電話番号
	住所		
管理者	フリガナ 氏名		電話番号
	住所		
建築物等の概要	登記年月日： 用途：専用住宅・併用住宅・店舗・事務所 その他（ ） 構造：木造・鉄骨造・RC造・その他（ ） 階数：平屋・2階建・3階建・その他（ 階） 延床面積： m ²		
情報提供	情報提供受理日	通報者	住所／電話番号
	年 月 日		
	空き家等の状況		通報者と空き家等の関係
実態調査	実施年月日／結果	敷地・建物等の状況	担当
	年 月 日 対象外・保留・助言 指導・勧告・命令・公表		
	年 月 日 対象外・保留・助言 指導・勧告・命令・公表		
	年 月 日 対象外・保留・助言 指導・勧告・命令・公表		
空家等となった始期	年 月頃		
備考			

様

萩市長



立入調査実施通知書

下記のとおり立入調査を実施するので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第3項の規定により、通知します。

記

1. 立入調査を実施する空家等の所在地及び建築物等の概要

所在地 萩市

用途

2. 立入調査の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時から

3. 立入調査の趣旨及び内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）抜粋

（立入調査等）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な、限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。

4 第2項の規定により、空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

担当者：

電話：

（表面）

立 入 調 員 証		第 号
所 属		
職 名		
氏 名		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により、立入調査をする職員であることを証する。		
年 月 日交付（ 年 月 日まで有効）		
萩市長		印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様

萩市長



特定空家等認定通知書

あなた（相続人等である場合も含む。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する法律（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により組織された萩市空家等対策協議会において審査、判断した結果、法第2条第2項の特定空家等に該当すると認められますので、その旨通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第14条第1項の助言又は指導を行うこととなります。改善方法等について、情報の提供が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしました。あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合は、下記までご連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出してください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合、または既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 特定空家等の所在地	萩市
2 空家等の状態 (特定空家等と認められる理由)	
3 所有者等の住所及び氏名	
4 所有者等と判断した理由	(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 全号の相続人 (3) その他 ()
5 担当及び連絡先	

※特定空家の定義

空家等対策の推進に関する法律 第2条第2項

この法律において、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

様

萩市長



特定空家等状態改善通知書

あなた（相続人等である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等ではないと認められますので、その旨通知します。引き続き、法に基づき適正に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の所在地	萩市
2 特定空家等ではないと認めた日	年 月 日
3 特定空家等ではないと認めた理由	
4 担当及び連絡先	

第 号
平成 年 月 日

様

萩市長



空家等の適正管理に関する指導書

年 月 日の実態調査等の結果、あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、法第14条第1項の規定により、速やかに改善するよう指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第14条第2項の規定により、勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合、特定空家等の敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1. 空家等の所在地及び建築物等の概要

所在地 萩市

用途

所有者の住所及び氏名

2. 指導事項

3. 改善期限 平成 年 月 日（ ）

4. 指導の責任者 萩市 部 課長

連絡先

※上記2により、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、上記4に示す者まで遅滞なく報告してください。

様

萩市長



勸告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 萩市

用途

所有者の住所及び氏名

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者 萩市 部 課長

連絡先：

5. 措置の期限 平成 年 月 日

※上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

※上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

※上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

萩市長



命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年月日付け 第 号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされておらず、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
2. 措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 命令の責任者 萩市 部 課長
連絡先：
5. 措置の期限 平成 年 月 日

※上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

※本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

※上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

※この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に萩市長に対し、異議申立てをすることができます。

様

萩市長



命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので、通知します。

なお、あなたは法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、萩市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
萩市 部 課長 宛
送付先：萩市大字江向510番地
連絡先：
5. 意見書の提出期限 平成 年 月 日

※上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

萩市長 あて

提出者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第5項の規定により、下記内容の意見書を提出します。

記

1 特定空家等の所在地	萩市
2 所有者の住所及び氏名	
3 命令に対する意見	
4 その他意見	
5 証拠書類等の提出有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

萩市長 あて

提出者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等の所在地	萩市
2 所有者の住所及び氏名	
3 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様

萩市長



命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため、出頭を求めますので、法第14条第7項の規定によりその旨通知します。

なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に対して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 特定空家等の所在地	萩市
2 所有者の住所及び氏名	
3 命令しようとする措置内容	
4 聴取の期日及び場所	

第 号
平成 年 月 日

様

萩市長



戒 告 書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号により貴殿の所有する下記特定空家等の<措置の内容>を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の<措置の内容>を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、その旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

■特定空家等

1. 所在地 萩市
2. 用途 <例：住宅>
3. 構造 <例：木造2階建>
4. 規模 建築面積
延べ床面積
5. 所有者の住所及び氏名

※この処分について、不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に萩市長に対し、異議申立てをすることができます。

様

萩市長



代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等を 年 月 日までに<措置の内容>するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでした。ついては、空家等対策の推進に係る特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じてもその責任は負わないことを申し添えます。

記

1. <措置の内容>する物件

2. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3. 執行責任者

萩市 部 課長

4. 代執行に要する費用の概算見積額

円

※この処分について、不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に萩市長に対し、異議申立てをすることができます。

（表面）

執行責任者証		第 号
職名		
氏名		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
平成 年 月 日		
	萩市長	印
記		
1. 代執行をなすべき事項		
	代執行令書（平成 年 月 日付け 第 号）記載の	
	＜物件住所＞の建築物の＜措置の内容＞	
2. 代執行をなすべき時期		
	年 月 日から	年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第14条（以下略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 （略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に係る特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づいた措置をとることを、
年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

1. 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

萩市 部 課長

連絡先：

5. 措置の期限

(注意) 年 月 日

- 1 命令に係る措置が実施されれば、速やかにこの標識を撤去するので申し出ること。
- 2 この標識は、萩市の管理下にある。
- 3 この標識を損壊した者は、刑法（明治40年法律第45号）第258条に規定する公文書毀棄罪で罰せられることがあります。

60cm

45cm